

# 留置されている人への面会・差入れ

## 面会について

### 面会できる日

平日（土日・祝祭日を除く）

- ・午前9時～午後0時（最終開始午前11時30分～）
- ・午後1時～午後5時（最終開始午後4時30分～）

※1回の面会時間は、**30分以内**です。

### 面会を希望される場合

※面会日時を調整いたしますので、原則、面会を希望される日の前日までに、留置管理課まで電話等で連絡してください。

※連絡は、平日の午前8時30分から午後5時の間で受付しており、土日・祝祭日の受付は行っていません。

### 注意事項

- ① 面会は1日1回、一度に3人まで面会することができます。
- ② 業務の都合上、面会をお断りすることがあります。
- ③ 面会の際は、必ず身分を証明するもの（免許証・保険証など）をご持参ください。身分が確認できない場合は、面会をお断りすることがあります。

## 差入れについて

### 受付時間・方法

平日（祝祭日を除く）

午前8時30分から午後5時までの間

上記の時間に差入れたい物品を持参してください。

※郵送による差入れは原則できませんが、遠方等（県外）で持参による差入れが難しい場合は、事前に電話でお問い合わせください。

### 差入れ可能な物品

現金 3万円以内

市販の書籍

※差入れされる方、1人につき1回3冊まで

便せん、封筒、切手など

#### 注意事項

- ① 留置施設内で使用できない物品については、差入れをお断りすることがあります。
- ② 飲食物、薬、歯磨き粉、化粧品、コンタクトレンズ洗浄液など、中身が確認できない物品については、差入れすることができません。

#### 差入れできない物品の例

歯磨き粉  
タバコ  
シャンプー・ボディソープ  
飲食物  
ボールペンなど文房具  
ハンドクリームなど化粧品  
医薬品 など

ご不明な点は留置管理課にお問い合わせください。なお、電話で

の留置されている人の所在確認や伝言は受付できません。

#### 問い合わせ先

島根県警察本部警務部留置管理課雲南留置  
(雲南警察署内)  
0854-45-0110 (代表)  
内線241・242